

①必要書類（委託書）提出

- ・ 保険者で必要書類を作成し、連合会へ提出。

②受託通知書発出

- ・ 連合会から被害者、加害者及び求償先となる損保会社へ「損害賠償求償事務受託通知書」（様式第8号）を発出。
- ・ 保険者へも上記通知の「写」を発出。

③損保会社等との過失交渉

- ・ 請求内容に関する調査。
- ・ 自賠責保険会社へ残額の確認。
- ・ 任意保険会社もしくは加害者へ請求の場合、過失割合の交渉。

④損害賠償請求額確定

- ・ 請求額に異動が生じた場合、保険者へ「損害賠償請求額異動通知書」（様式第9号）により通知。
- ・ 保険者において、内容を確認のうえ請求額を決定し、「損害賠償請求額変更決定通知書」（様式第10号）を連合会へ提出。

⑤損保会社等への請求・収納

- ・ 請求額確定後、第三者へ損害賠償額の支払請求。
- ・ 損害賠償金が滞納になっている場合、電話連絡または文書による支払催促を行う。
それでもなお、支払いがないものについては顧問弁護士へ相談。
- ・ 連合会において最善の手段を尽くしたにもかかわらず、求償不能または裁判などによらなければならない場合は、「損害賠償求償事務委託解除理由通知書」（様式第16号）に関係書類を添え保険者に返送し、委託解除。

※その他の委託解除例

- ・ 連合会で受託した時点で時効となっていたもの。
- ・ 調査の結果、自由診療で治療を受けており保険診療がないもの。
- ・ 正常に停まっている車に追突した場合や、センターラインオーバーで対向車線を走行中の車と衝突した場合など相手側が無責のもの。

⑥納入通知書発行依頼

- ・ 損害賠償金を第三者から受け入れた場合、保険者へ「第三者行為に係る損害賠償金の送金について（通知）」（様式第17号）で納入通知書の発行を依頼。

⑦納入通知書発行

- ・ 保険者において、財務規則に定めた様式での納入通知書を連合会へ発行。

⑧送金処理

- ・ 保険者から送付された納入通知書に基づき、損害賠償金を指定口座に振込。

⑨完了通知書発出

- ・ 求償事務が完了したときは、「損害賠償求償事務完了通知書」（様式第19号）を保険者へ発出。

保険者訪問相談業務も実施しておりますので、第三者行為に関するご相談がありましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

また、本年9月下旬には「第三者行為求償事務担当者研修会（オンライン開催）」の開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。

青森県国民健康保険団体連合会 事業振興課求償係

〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 県共同ビル3階 TEL 017-718-4973（課直通）FAX 017-723-1095

第三者行為損害賠償求償事務についてのお知らせ

国保連合会では、第三者行為損害賠償求償事務の委託・相談を随時受け付けしております。(費用は無料です。但し、委託料を新たに設けることを検討中です。)

必要書類を提出していただければ、損保会社との過失割合の交渉など専門的な事務を代行します。また、顧問弁護士を設置し、加害者直接請求など困難な事案にも対応しております。

1. 求償事案の発見

国保総合システムの「第三者確認機能」において、交通事故該当レセプト、また交通事故に関連性の高い病名のレセプトが抽出されていますのでご利用ください。

※詳細は、国保総合システムのお知らせ欄に掲載の「第三者行為求償事務（国保総合システム処理）保険者向けマニュアル（令和7年4月8日付）」を参照願います。

2. 委託の方法

一事案毎に「損害賠償求償事務委託書」等の提出書類を本会へ提出してください。なお、全ての書類が揃わない段階でも委託可能です。

【提出書類】

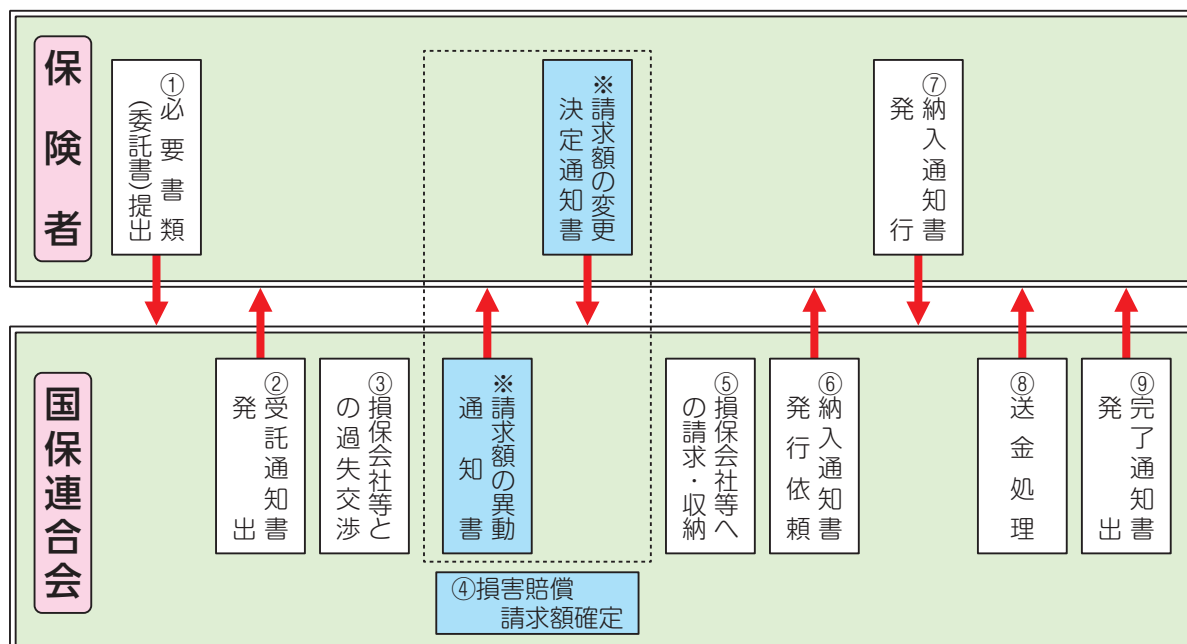
- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1)損害賠償求償事務委託書（様式第1号） | (7)代位取得通知書「写」（参考様式第5、6号） |
| (2)委任状（様式第2号） | (8)国民健康保険給付内訳書（様式第7号） |
| (3)第三者行為基本調査書（様式第3号） | (9)保険給付内訳書（様式第7号の1） |
| (4)交通事故証明書（様式第4号） | (10)診療報酬明細書「写」 |
| (5)事故発生状況報告書（様式第5号） | (11)その他参考となる関係書類（傷病届等） |
| (6)念書（被害者）（様式第6号） | |

※1. (8)、(9)、(10)については、後日の提出でもかまいません。

※2. (8)、(9)について作成が困難な場合、本会へご相談ください。

※3. 各様式は本会HPに掲載しておりますのでご利用ください。

3. 処理の流れ



※私病の混在や過失相殺により請求額が異動となる場合は、異動通知書により保険者へ連絡します。保険者では内容確認後、変更決定通知書を提出してください。